

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供 : TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所

© 2017 TIPLO, All Rights Reserved.

TIPLO News

2017年5月号(J213)

このニューズメールは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニューズメールだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト <http://www.tiplo.com.tw> もぜひご活用ください。

今月のトピックス

- 01 2016年国家発明創作賞、省エネ技術が主流に
- 02 携帯電話カバーケースの意匠権を侵害された宏達電（HTC）に、賠償金 325 万余新台幣ドル獲得の判決
- 03 金門酒廠の商標権を侵害、金門浯江酒廠に賠償金 20 万新台幣ドル支払命令判決
- 04 刑事訴訟法改正案が第三読会を通過、勾留請求された被疑者と弁護人は証拠書類開示請求権を有する
- 05 米国が「2017年版スペシャル 301 条報告書」を公表、台湾は観察国リストに入らず

台湾知的財産権関連判決例

01 専利権関連

訴訟中に専利権者が法により訂正を申請したとき、裁判所は訂正処分を待つべきであり、当事者が事実上及び法律上適当で完全な弁論ができるよう訂正処分の内容を提示して始めて判決できる

02 著作権関連

アイデア提供のみで創作に参加しなければ著作権者にあらず

今月のトピックス

J170425Y1

01 2016 年国家発明創作賞、省エネ技術が主流に

知的財産局のニュースリリースによると、4 カ月にわたって「2016 年国家発明創作賞 (National Invention and Creation Award)」の審査が厳正に行われた結果、発明賞の金牌 6 点、銀牌 20 点、創作賞の金牌 6 点、銀牌 12 点、合計 44 点に上る優秀な専利（訳注：特許、実用新案、意匠を含む）作品が選抜された。今回の受賞リストをみると、産学研界が共同開発した専利が少なからず含まれ、国内外の企業に技術移転又は実施許諾される比率が往年より高くなっている。ここから政府の産学研界提携を推進する措置が功を奏しており、発明者・考案者・創作者が専利の商品化と商業化を重視するようになりつつあることがうかがわれる。

今回の受賞作品は多元化されており、グリーンエネルギー技術、バイオ医療、スマートマシン等の分野をカバーしている。革新性と高い実用価値を有するだけでなく、市場潜在力や大きな商機もそなえている。

一. グリーンエネルギー技術、省エネ設計が主流に

わが国の大気汚染は悪化しており、化学工場の排気がその原因の一つとなっている。張榮興氏が開発した「向流ガス爆轟波を利用した連続化学反応法及びそれに用いる爆轟反応器（特許登録番号 I448657）」が発明賞金牌を取得した。これは主に爆轟を制御する技術で、石油精製工業や化学工業による開放型燃焼が環境を汚染するという問題を徹底的に解決できるというもの。本発明は石油化学コンビナートや化学工場からの揮発性有機化合物（VOC）排ガスを安全に処理し、有効にエネルギーを回収できる。本技術はすでに石油化学コンビナートの建設に採用されており、爆発事故を減らして住民の健康と安全を保障することができるほか、今後 10 年で相当に大量のエネルギーを回収し、二酸化炭素の排出を有効に削減して省エネと環境保護という理想を実現できる。

発明賞銀牌を獲得した「結晶シリコンインゴット及びそれから作製されたシリコンウエハ（特許登録番号 I452185）」は中美矽晶製品股份有限公司 (Sino-American Silicon Products Inc.) が 2011 年に開発した高効率多結晶成長技術であり、初めて小さな結晶粒から成長させる方法を採用。結晶体の格子欠陥を大幅に抑制し、歩留まり率を高めて、生産コストを大幅に削減できる。本発明のシリコンウエハを用いて作製した太陽電池はコストが低く、エネルギー変換効率も高く、2012 年には量産が始まっており、世界の太陽電池向けシリコン結晶成長技術の主流となっている。2016 年世界の太陽電池導入量は 69 ギガワットで、そのうち高効率多結晶成長技術で製造された太陽電池は約 50% を占め、その発電量は 378 億キロワット時/年に達しており、これは台湾の第四原子力発電所 1.96 個分に相当するもので、約 2.44 億米ドルの経済効果を生み出したものと推算される。

世界各地の電子製品廃棄物を従来の回収技術で処理すると、年間に少なくとも 100 万トン以上の王水又はシアン化物が必要であり、適切な処理を行わないと、環境及び人類の健康に甚大な被害を与えることになる。発明賞銀牌を獲得した「剥離した金組成物及び使用方法（特許登録番号 I426157）」は環境にやさしく操作が安全であるという特徴を有する。さらに効率的かつ迅速に金を回収でき、使用時に作業安全面の心配がない。電子製造業に急速に導入されれば、循環型経済の形成及び企業の社会的責任（CSR）という目標を必ずや達成することができる。環境にやさしい金剥離技術は環境保護及び科学技術開発に関する台湾の国際的イメージを向上させるのに役立つ。現在本発明の技術を用いた製品は世界五大陸へ輸出されており、25 カ国以上が台湾から調達を行っている。

二. バイオ医療分野で新たな成長産業が進展

国家衛生研究院 (National Health Research Institutes) が開発した「ピラゾール化合物（特許登録番号 I472514）」は発明賞金牌を獲得した。本発明は分子構造の最適化により開発された二型糖尿病治療薬であり、今後は二型糖尿病の治療に大きな貢献をもたらすことになるだろう。またこれは国家衛生研究院にとって初の画期的医薬品 (First-in-Class) の小分子医薬品候補で、米国 FDA/IND から第一相臨床試験実施を許可された成功例となっており、わが国の新薬開発史に大躍進の一頁を刻んだ。

陳仲竹氏が開発した「陰圧式睡眠時無呼吸呼吸治療装置（特許登録番号 I353831）」は開発から生産まですべて台湾人によるもので、世界で最もコンパクトなポータブル陰圧式呼吸器である。快適で静かである等の長所もそなえ、睡眠時無呼吸症候群患者が自宅や外出先で使用する

るのに便利であり、患者の健康と QOL を大幅に改善できる。本作品は臨床認証を受け、販売段階に入っており、台湾のバイオ産業にとって変革と高度化のための創業モデルとなっている。

晉弘科技股份有限公司 (Medimaging Integrated Solution) が開発した「ホスト、光学レンズモジュール及びそれらから成るデジタル診断システム (特許登録番号 I432167)」はレンズを交換できるデジタルポータブル五官レンズで、無散瞳眼底カメラ、真皮肌カメラ、デジタル耳スコープ、眼前部レンズ、口腔鏡等が含まれ、小型化により、医師が携帯するのに便利である。また電子カルテや遠隔クラウド医療のシステムとつなげれば、僻地に医療を広め、僻地住民も都市部と同じ水準の医療を享受できる。同製品は台湾医学センター (訳注: 台湾当局に認可された大型医療機関) による IRB 臨床試験を終えて欧米、日本、中国、台湾の FDA 認証を受け、自社ブランド「HorusScope®」で世界 50 カ国に輸出されており、積極的に台湾ブランドを世界に広め、全世界の医療器材市場に売り込んでいく。

三. スマートマシン、科学技術とアイデアの結合

矽創電子股份有限公司 (Sitronix Technology Corp) が開発した特許「回路面積を節約できるディスプレイパネル駆動回路 (特許登録番号 I457906)」は、外付け蓄積コンデンサの必要数を減らすこと、さらにはフレキシブルプリント基板 (FPC) 上でコンデンサの実装を不要とすることによって FPC の面積を縮小でき、表面実装技術 (SMT) の工程や時間を減らして、表面実装部品 (SMD) コストを削減できる。これにより機体をさらにコンパクト化し、より組み合わせ易くなり、いかなる液晶ディスプレイ製品においても応用できるため、サムスン、ファーウェイ (華為)、レノボ (聯想) 等の大手企業にも広く採用されている。これは台湾の駆動回路技術向上における新たなマイルストーンを築いた。

蒙恬科技股份有限公司 (Penpower Technology Ltd.) の「携帯電話用撮影ホルダー (意匠登録番号 D168600)」は書類を自動撮影する技術を組み合わせた装置であり、前端 (の断面) がアーチ形を呈する溝に携帯電話を設置して、自動的に名刺を撮影するアプリを開くと、後端にある名刺設置プレート上の QR コード (自動撮影スタートの図案) を読み取り、名刺又は文書を置き換えるだけで、携帯電話が次々と自動的に撮影し、迅速に大量の名刺/文書を電子データに変換して保存と管理を行うことができる。専用アプリのダウンロード件数は延べ数百万回に上っている。すでに意匠権を取得して商品化され、台湾、香港、中国、シンガポール、欧米、日本等の国・地域で販売されている。

知的財産局によると、国家発明創作賞は 2004 年から開催され、今年で 12 年目を迎える。全国で唯一政府が主催し、国内で特許、実用新案、意匠の研究開発に従事する発明者、考案者、創作者を奨励することを主な目的とする賞で、2014 年からは 2 年に一度の開催に変更され、1 年は選抜、次の 1 年は授賞と宣伝が行われている。12 年にわたってすでに 500 余点の優秀な専利作品が選抜され、発明創作の分野では代表的な賞となっている。このため、わが国の重要な科学技術と産業文物を主に収蔵している国立科学工藝博物館 (National Science and Technology Museum) では 2014 年から知的財産局と提携し、受賞作品を系統的に収蔵、保存して展示や教育活動に活用し、一般大衆の専利に対する認識を高めているほか、国民の発明創作の足跡を見届ける証人となっている。(2017 年 4 月)

J170415Y1

02 携帯電話カバーケースの意匠権を侵害された宏達電 (HTC) に、賠償金 325 万余新台幣ドル獲得の判決

宏達國際電子股份有限公司 (英語名: HTC Corporation、以下「HTC社」) が創作した「HTC Dot View™炫彩保護套」(訳注: スマホのカバーケース) は同社にとって最も重要な携帯電話のアクセサリであり、すでに意匠権を取得している。HTC社は携帯電話向け部品アクセサリのメーカー兼サプライヤである祥裕國際有限公司 (Shiang-Yu Phone Cover Expert Co., Ltd.、意下「祥裕公司」) の製造・販売する6タイプの携帯電話カバーケースがHTC社の前記製品を模倣した疑いがあり、意匠権を侵害し、公平交易法 (訳注: 日本の不正競争防止法及び独占禁止法に相当) に違反しているとして提訴した。知的財産裁判所は審理した結果、祥裕公司是故意に権利を侵害していると認め、損害額の3倍の賠償金である計325万余新台幣ドルをHTC社に支払うよう命じる判決を下した。本件は上訴できる。

HTC社は以下のように主張した。2013年10月に「HTC Dot View™炫彩保護套」を開発した際に祥裕公司与委託生産の可能性を検討するために連絡を取り、双方は当時製品の外觀設計、

規格等の機密情報について秘密保持契約書に調印した。祥裕公司は最終的に生産の委託先には選ばれなかった。2014年3月に「HTC Dot View™炫彩保護套」がM8携帯電話とともに発表されたが、同年6月には市場でコピーされた携帯電話カバーケースが発見され、調査したところ祥裕公司の商品であることがわかった。HTC社は同年7月、12月の二度にわたって書簡で権利侵害行為を停止するよう要求した。祥裕公司は、2015年1月末までに回収を完了すると返信したが、2015年2月以降も市場で関連のコピー商品が購入できたため、HTC社は祥裕公司が故意に権利を侵害していると判断した。

一方、祥裕公司は次のように主張した。「HTC Dot View™炫彩保護套」の意匠は創造性を有さないだけでなく、両社の携帯電話カバーケースのドットは設置された位置とサイズのいずれも異なり、商品の販売説明には携帯電話カバーケースが祥裕公司の生産したものであると明確に表示されており、消費者に混同を生じさせるおそれはない。また2015年1月末までに商品を回収すると返信したが、一部の商品は回収が難しく、故意に権利を侵害したわけではない。

判決書によると、技術分析の結果、祥裕公司が製造・販売した6タイプの携帯電話カバーケースはHTC社の「HTC Dot View™炫彩保護套」に類似しており、いずれも該意匠権の請求の範囲に入っているという。また、祥裕公司はHTC社が携帯電話部品アクセサリ-の製造・販売の委託先として評価を受けており、双方は「HTC Dot View™炫彩保護套」の発売前に接触して、秘密保持契約を結んでおり、祥裕公司はHTC社が同意匠製品を相当重視していたことを知っていたはずである。しかしながら、祥裕公司は「HTC Dot View™炫彩保護套」発売後3ヵ月も経たないうちに高度に類似した該意匠製品のコピー品を販売しており、2014年9月1日の意匠公告後も販売し続けたため、祥裕公司の行為は故意の権利侵害であると認められる。(2017年4月)

J170408Y2

03 金門酒廠の商標権を侵害、金門浯江酒廠に賠償金20万新台湾ドル支払命令判決

「金門高粱酒」で有名な金門酒廠実業股份有限公司(Kinmen Kaoliang Liquor Inc.、以下「金門酒廠」)は金門浯江酒廠実業股份有限公司(以下「金門浯江酒廠」)が利益をむさぼるため、それが製造販売する「金門53°高粱酒」に金門酒廠の商標に類似する「金門及び金門島嶼図」を使用して、合計100万人民元の利益を得て、金門酒廠の商標権を侵害したとして、金門浯江酒廠に165万新台湾ドルの賠償金を請求していた。知的財産裁判所は先日、金門浯江酒廠に対して、金門酒廠に20万新台湾ドルの賠償金を支払うよう命じるとともに、「金門」、「金門KIN-MEN」及び「KINMEN及び図」商標と同一又はそれに類似する図案を酒類の商品及び役務、商品の包装、看板、サイト、広告又はその他の表徴(トレードドレス)に使用することを禁じる判決を下した。

金門酒廠は以下のように主張した。金門浯江酒廠が製造する「金門53°高粱酒」は商品上に「金門島嶼圖」と「金門」の文字を標示しており、金門酒廠の「金門」等商標の高い知名度にただ乗りし、消費者の注意を惹き、消費者に「金門53°高粱酒」と金門高粱酒の出所が同じである、又は両者の間に関連企業、使用許諾、加盟等の関係があると誤認させており、商標法に違反している。

一方、金門浯江酒廠は以下のように反論した。「金門」、「金門KIN-MEN」及び「KINMEN及び図」商標はそれぞれ「金門」、「KIN-MEN」、「KINMEN」及び「金門島嶼図」から構成されており、いずれも指定商品の産地である金門及び関連の特性の説明を描写したものであり、識別性を有さない。「金門53°高粱酒」商品にある「金門島嶼図」及び図の中の「金門」という文字は商標として使用したものではない。該商品は金門浯江酒廠が廈門〇〇公司の注文を受け、特別に製造して中国へ輸出したもので、プレゼントとして使用されており、台湾では販売していないため、国内の消費者に誤認混同を生じさせることはない。

知的財産裁判所の裁判官は、「金門」はすでに消費者が高粱酒を区別するときの依拠となっており、その他の中国語や図形の有無を問わず、指定商品である食用酒類においては商品の出所を示す機能をすでにそなえ、識別性を有していると認めた。しかしながら、「金門53°高粱酒」のボトルラベルの図案全体は金門高粱酒との違いが大きいいため、裁判官は本件の権利侵害の状況と主観的な悪質性は重大ではなく、金門酒廠が請求している賠償金165万新台湾ドルは高すぎ、20万新台湾ドルまで減額すべきだとの判決を下した。全件につき、さらに上訴できる。(2017年4月)

J170422Y9

J170421Y9

04 刑事訴訟法改正案が第三読会を通過、勾留請求された被疑者と弁護人は証拠書類開示請求権を有する

司法院のニューズリリースによると、司法院釈字第737号解釈で示されている取調べ段階の勾留適否審査過程において被疑者とその弁護人が証拠書類情報を知る権利を保障するという趣旨を実現するため、該解釈の公布日から1年以内に刑事訴訟法の関連規定を改正するという。これに対して立法院は2017年4月21日に第三読会で「刑事訴訟法一部条文改正案」を可決し、わが国の刑事訴訟における取調べ段階の勾留適否審査過程にある被疑者とその弁護人に対する証拠書類を知る権利の保障について新たな一里塚を築いた。

司法院によると、今回の通過した改正条文はわずか4条だが、取調べ段階の勾留適否審査過程にある被疑者とその弁護人に対する証拠書類を知る権利の保障に甚大な影響を及ぼすものである。主な4点は次のとおり。

- 一. 取調べ段階の勾留は起訴前に人民の身柄を拘束する最も厳しい強制処分であり、手続き上の保障を最大限に与えるべきである。新法第31条の1は強制弁護制度を、取調べ段階における検察官による被疑者勾留請求、勾留延長、再勾留請求に対する裁判所の審査及びその救済手続きにまで拡大するというもので、被疑者が弁護人を選任していない場合、裁判長は被疑者を弁護する公設弁護人又は弁護士を指名しなければならない。ただし例外があり、指名した弁護人が4時間以内に到着できず、被疑者が自ら尋問請求をしたときはこれに限らない。しかしながらこの部分については国選弁護士の出所やそれに必要な予算の計上に影響が及ぶため、順調に施行するためには相当な準備期間が必要であり、刑事訴訟法施行法第7条の10には2018年1月1日から施行すると定められている。
- 二. 被疑者とその弁護人が取調べ段階の勾留適否審査手続きにおいて享受すべき適切な情報を知る権利を保障して、防御権を行使できるようにする。新法では第33条の1が新設され、取調べ段階の勾留適否審査手続きについて、弁護人は原則的に審判段階と同じく完全な資料開示請求権を有すること、弁護人がいない被疑者は適切な情報を知る権利を有することが定められている。ただし国家刑罰権の正確で有効な行使を担保するため、弁護人は閲覧、抄録又は撮影して所持する又は知り得た資料について公開、開示又は正当ではない目的での使用を行ってはならない。
- 三. 被疑者とその弁護人が証拠書類を知る権利は保障されているが、国家刑罰権の実現を確保できるように、証拠の隠滅、偽造、変造又は共犯者や証人との口裏合わせ等の調査目的に危害を与える或いは他人の生命、身体に危害を与えるおそれがあると十分に認められる事実がある場合は、勾留請求に関する証拠を知る権利を制限又は禁止できる。新法第93条第2項には、証拠書類に調査目的に危害を与える或いは他人の生命、身体に危害を与えるおそれがあるときは、検察官は取調べ手続の主導者として、事件の状況と取調べの動態を熟知していることに基づき、裁判所は勾留適否審査過程において適度に尊重すべきであり、直ちに開示するのは好ましくないと定められている。ただし被疑者とその弁護人が一部の証拠書類を知る権利を禁止することに対して、取調べ非公開原則に基づいても正当な法律手続きの実施を妨げることはできず、新法第101条第3項の但書にて、裁判所が被疑者とその弁護人への開示を禁じた一部の証拠書類を、勾留審査の依拠として採用してはならないと定められている。
- 四. 裁判所が取調べ段階の勾留適否審査手続きを受理していつも深夜に開廷することを回避する。被疑者に対する司法警察、検察官の尋問が終わると夜になってしまい、検察官が裁判所に勾留請求すると、裁判所の尋問は深夜になり、時に深夜から早朝に及ぶこともあり、被疑者が十分に休憩せずに答弁し、疲れて尋問を受けるおそれを免れない。改正条文第93条第5項では、人権を保障するため、裁判所が受理した検察官からの取調べ段階の勾留請求案件について深夜尋問を行う要件が定められている。(2017年4月)

J170430Z6
J170429Z6
J170430Z8
J170429Z8

05 米国が「2017年版スペシャル301条報告書」を公表、台湾は観察国リストに入らず

米国通商代表部（USTR）が2017年4月28日に公表した「2017年版スペシャル301条報告書」において、台湾は監視国リストには含まれておらず、これで2009年から9年連続でスペシャル301条監視国リストから外れたことになる。

今回の報告書によると、米国は100余の貿易パートナーについて知的財産権の保護と関連作業の執行状況を調べ、合計34カ国がスペシャル301のリストに入れられた。そのうち、中国は営業秘密の窃取、ネット海賊版及びコピー商品の輸出等幅広い権利侵害行為により、インド、インドネシア、タイ、ロシア等とともに「優先監視国」リスト11カ国に名を連ねた。その他にベトナム、スイス、カナダ、メキシコ等23カ国も「監視国」リストに入れられた。

今回台湾が「監視国」リストに入らなかったことは、台湾による知的財産権保護関連措置の推進が米国側に認められたことを示すものである。良好な知的財産権保護で外資の投資や国際研究開発提携などの誘致を拡大できるため、産業革新の促進や国家全体の経済成長に役立つ。台湾はすでに薬事法、著作権法及び商標法等の法案を立法院に送り法改正の手続きを行っているほか、台米間「貿易投資枠組み協定（TIFA）」会議等の様々なルートを通じ関心事である知的財産権保護関連事項について米国と十分に話し合っていくと同時に、関連法規について海外との格差を埋めるようにすることで、国内に優れた経済貿易ビジネス環境を整備して、台米間の経済貿易関係を深めていく。（2017年4月）

台湾知的財産権関連判決例

01 専利権関連

■ 判決分類：専利権（実用新案権）

I 訴訟中に専利権者が法により訂正を申請したとき、裁判所は訂正処分を待つべきであり、当事者が事実上及び法律上適当で完全な弁論ができるよう訂正処分の内容を提示して始めて判決できる

II 判決内容の要約

最高行政法院判決

【裁判番号】105年度判字第337号

【裁判期日】2016年6月30日

【裁判事由】実用新案無効審判

上訴人 栄益科技股份有限公司（EMI Stop Corp.）

上訴人 經濟部知的財産局

被上訴人 瑞虹精密工業股份有限公司（Ray Home Precision Industrial Co., Ltd.）

被上訴人 鎧鏡工業有限公司（Huang Yie Industrial Co., Ltd.）

兼責任者 曾馨源

上記当事者間における実用新案無効審判事件について、上訴人は2015年9月30日知的財産裁判所103年度行専訴字第97号行政判決に対して上訴を提起した。当裁判所は次のように判決する。：

主文

原判決を破棄し、知的財産裁判所に差し戻す。

一 事実要約

栄益科技股份有限公司（以下「栄益公司」）は2001年12月31日知的財産局に対して「線材の固定装置」の実用新案登録出願を行った。その実用新案登録請求の範囲は7項（請求項1は独立項、その他は従属項）あり、知的財産局の形式審査を経て許可査定が出され、実用新案第193744号登録証（以下「係争実用新案」）が発給された。その後被上訴人は係争実用新案が許可時の専利法第98条第2項規定に違反し、実用新案登録要件を満たさないとして、これに対する無効審判を請求した。知的財産局が審理した結果、2014年5月20日（103）智専三（二）04024字第10320674660号無効審判審決書を以て「請求項1乃至7に係る無効審判請求不成立」との処分を下した。その後被上訴人は行政訴訟を提起したが、棄却された。被上訴人はこれを不服として、知的財産裁判所（以下「原審」）に対して行政訴訟を提起した。原審は本件判決の結果が栄益公司の権利又は法律上の利益に影響を及ぼすと認め、職権によりそれに対して独立して訴訟に参加するよう命じた。その後原審は訴願決定及び原処分を取り消す判決を行い、知的財産局に対し係争実用新案の無効審判事件について原判決の法律見解により改めて処分を行うよう命じるとともに、被上訴人のその他の訴えを棄却した。栄益公司はこれを不服として上訴を提起した。

二 両方当事者の請求内容

- （一）被上訴人の主張：たとえ上訴人が2015年6月15日に係争実用新案登録請求の範囲を訂正したとしても、原告証拠4、6は訂正後の請求項1乃至7も進歩性が欠如していることを証明するに足り、訴願決定及び原処分を取り消し、知的財産局は係争実用新案に対して「請求項1乃至7の無効審判請求は成立し、（請求項1至7の実用新案権を）取り消す」審決を行うべきであるとの判決を求める。
- （二）上訴人の請求：被上訴人の原審の訴えを棄却する。

三 本件の争点

無効審判請求人は無効審判請求不成立の行政処分及び訴願決定を不服として行政訴訟を提起するとともに、訴訟中に新証拠を提出し、実用新案権者は訴訟中に訂正の申請を提出したが、裁判所はいかに判決すべきか。

四 判決理由の要約

1. 最高行政裁判所は智慧財産案件審理法（知的財産事件審理法）第33条第1項の新証拠提出規定と専利権者の訂正、及び知的財産裁判所が（これに対して）いかに判決するかについて2015年度4月第1回裁判長联席会议（二）決議を行った。本決議の重点の一つは、専利権者（訳注：特許権者、実用新案権者、意匠権者を含む）が無効審判行政訴訟手続きにおいて、知的財産局に訂正を申請してもよいと認められていることである。もう一つの重点は、無効審判請求人から知的財産所行政訴訟手続き中に提出された新証拠は、知的財産裁判所の行政訴訟法廷により当事者の十分な弁論を経て、専利権者が自ら判断して、裁判所に対して知的財産局に訂正の申請を提出していることを表明しなかったか、又は専利権者がすでに法により訂正を申請したかに拘わらず、いずれも行政訴訟法第200条第3号により直接「行政機関に原告が請求した内容の行政処分を行うよう命じる」判決を下すべきであり、第4号の「行政機関にその判決の法律見解に従い原告に対する決定を行うよう命じる」判決を下してはならないということである。
2. 専利案件の請求の範囲の訂正申請については、無効審判案件の行政訴訟手続き中に知的財産局に対して行っても、専利主務機関が訂正を許可して公告した場合、その訂正の技術内容は出願日に遡って発効する。訂正が係争案件に係る専利の技術的特徴の解釈と確定に関わるか否か、つまり専利法が規定する訂正要件に適合するか否かは訂正後の内容が何かによるため、知的財産裁判所は知的財産局の訂正処分結果を待つて判断しなければならない。
3. 訂正が係争案件に係る専利の技術的特徴に対する解釈と確定に関わるか否かについて、係争専利の請求の範囲が不確定であると、進歩性の判断を行うことができない。専利権者がすでに法により訂正を申請しているときは訂正処分が出るのを待ち、訂正処分の内容を提示して、当事者が事実上及び法律上適当で完全な弁論、及び必要な声明と陳述ができるようにして始めて当事者が十分に弁論したといえ、判決を下すことができる。
4. 本件被上訴人が行政訴訟で提出した新証拠は原告証拠4、原告証拠6であり、上訴人栄益公司是知的財産局の無効審判審理段階に訂正の申請を為すか否かを斟酌するのに間に合わず、

前記新証拠を自ら判断した後に無効審判事件の行政訴訟において知的財産局に訂正を申請するとともに、知的財産局に訂正の申請を提出したことを原審に表明したため、原審は訂正処分の結果を待たなければならず、訂正結果により、当事者が十分に討論した後で、行政訴訟法第 200 条第 3 号により判決を行うべきであり、訴願決定及び原処分を取り消し、無効審判手続きを回復するだけであってはならない。

5. 本件上訴人はこの裁判方式に対して一部の上訴に理由があるとき、当裁判所は前述の単一義務付け訴訟事件が裁判上の一貫性と単一の裁判権行使を有し、さらに裁判上不可分の性質を有することに基づいて、原判決をすべて破棄し、改めて適法に裁判を行う。
6. 本件上訴には理由があるため、原判決を破棄し、原審裁判所に差し戻す。

五 関連条文抜粋

行政訴訟法第 200 条

行政裁判所は第 5 条規定により人民が請求した行政処分又は特定内容の行政処分を請求する訴訟に対して、以下の方式で裁判を行う。

- 一. 原告の訴えが不適法であるときは、棄却を決定すべきである。
- 二. 原告の訴えに理由がないときは、棄却を判決すべきである。
- 三. 原告の訴えに理由があり、事件の事実証拠が明確であるときは、行政機関に原告が請求する内容の行政処分を行うよう命じる判決をすべきである。
- 四. 原告の訴えに理由があるが、事件の事実証拠がなお明確ではないとき、又は行政機関の行政裁量による決定にかかわるときは、行政機関にその判決の法的見解に従い原告に対する決定を行うよう命じる判決をすべきである。

智慧財産案件審理法（知的財産事件審理法）第 33 条

商標登録の取消し、撤回、又は専利権の取消しに関する行政訴訟中に、当事者が口頭弁論終結前に同一の取消し又は撤回の理由として提出した新証拠について、知的財産裁判所はなおこれを参酌しなければならない。

知的財産主務機関は前項の新証拠について答弁書を提出し、他方の当事者による当該証拠に関する主張に理由があるかどうかを表明しなければならない。

2016 年 6 月 30 日

最高行政裁判所第五法廷

裁判長 林茂権

裁判官 林文舟

裁判官 鄭忠仁

裁判官 吳東都

裁判官 劉介中

02 著作権関連

■ 判決分類：著作権

I アイデア提供のみで創作に参加しなければ著作権者にあらず

II 判決内容の要約

台湾台北地方裁判所刑事判決

【裁判番号】104 年度智易字第 17 号

【裁判期日】2016 年 6 月 2 日

【裁判事由】著作権法違反

告訴人 元平設計有限公司 (Y&P Design International Inc.)

公訴人 台湾台北地方裁判所檢察署檢察官

被告人 何〇如

上記被告人は著作権法違反事件について検察官から公訴（103年度偵字第9926号）を提起された。当裁判所は次のように判決する。

主文

何○如は著作権法91条第1項著作財産権侵害罪を犯したため、50日の拘留に処し、罰金へ転換するときは、1日1000新台幣ドルで換算する。

一 事実要約

何○如は2000年9月から2009年3月13日までの間、元平設計有限公司（Y&P Design International Inc.、以下「元平公司」）に在職し、離職後は六乘二有限公司（以下「六乘二公司」）の代表者に就任した。何○如はそのフェイスブックID「Patti Ho」を用いて掲載した中国信託銀行敦北支店受付カウンターの写真3枚、聯合報系（聯合報グループ）本部ビルの写真1枚、兆豊金融控股有限公司の手提げバック及びプレゼントの写真1枚、震旦グループ上海浦東ビルの画像1枚、台北悠遊カードの画像1枚、鹿港鎮の画像1枚（以下「係争画像等」）がいずれも元平公司が著作財産権を有する撮影及び図形の著作物であり、元平公司の同意又は許諾を得ずに他人に複製、公衆送信することを許諾してはならないと明らかに知っていた。しかしながら何○如は、無断で複製及び公衆送信の方式で他人の著作財産権を侵害する犯意に基づき2013年12月11日に台北市の自宅からネット接続設備を用いてフェイスブックのサイトにリンクし、前記の写真及び画像をそのフェイスブックのページに掲載して不特定の者の閲覧に供した。

本件は元平公司の告訴により内政部警政署保安警察第二総隊が送検し、台湾台北地方裁判所檢察署檢察官が取調べを行い、起訴した。

二 両方当事者の請求内容

被告人の答弁趣旨：

- 1.告訴人の告訴は法定告訴期限をすでに越えている。
- 2.係争の撮影の著作物はすでに被告人によって複製されており、これらの著作物は独創性が無く、被告人は共同著作者であり、著作権を有する。
- 3.係争画像はいずれも被告人が元平公司に在職していた時にプロジェクトに参加しており、一部の写真は被告人が撮影したもので、一部は画像を修正、トリミングをして改作したものであり、著作者人格権は被告人に帰属する。

三 本件の争点

被告人何○如は係争画像の著作権を有するのか。

四 判決理由の要約

- 1.被告人は2013年12月7日に係争画像等をフェイスブックの自分のページにアップロードし、同年11日に発表した「0000-0000（43枚の写真）コーポレート・アイデンティティ（CI）デザインVSブランド再改造プロジェクト…」という文章において係争画像等を使用したため、告訴人は2014年2月27日に本件告訴を提起しており、告訴期限を越えてはいない。
- 2.係争画像、又はカメラで撮影した画像或いは美術デザイン図をコンピュータプログラムで新たに組み合わせた画像について、撮影の場所、全体の構図、色彩と光線及びポストプロダクション等の要素を参酌して総合的に考慮したところ、相当な創作の水準に達し独創性を有するもので、係争画像等がいずれも著作権法が保護する撮影の著作物及び美術の著作物であることが十分に分かる。
- 3.係争画像等は告訴人元平公司が震旦行股份有限公司（以下「震旦行」）、中国信託金融控股股份有限公司（以下「中国信託公司」）、台北智慧卡票証公司（以下「台北智慧卡」）、聯合報系、兆豊金融控股股份有限公司（以下「兆豊金融」）、鹿港鎮等から請け負った「CIデザイン」プロジェクトの中で完成した作品であり、係争著作物は告訴人がそのCIデザインのコンセプトを具象化して表現したものである。また証人であるカメラマンの邱○雄による審理時の証言、及び兆豊金融公司の2014年8月12日付書簡には係争画像の著作財産権が告訴人企業に所有されることが示されている。係争画像等に対して告訴人は確かに著作権を有する。
- 4.被告人何○如は告訴人企業の在職期間（2000年9月から2009年3月まで）において、最初の数ヶ月にデザイナーを担当したのを除き、その後は営業担当となり離職まで務めた。告訴人が提出した見積書及び告訴人企業のデザイナーの証言が証拠である。被告人の仕事は顧

客との連絡であり、デザイナーの参考のために顧客の意見を伝達するものである。たとえデザインプロジェクトの会議に参加したり、若干のアイデアをデザイナーの参考に供したりしたとしても、実際にデザイン案を表現する創作過程に参加していない。さらに著作権法は概念や思想を保護するものではなく、表現を保護するものである。何〇如は実際に各著作物の創作に参加しておらず、係争画像等の著作物の著作者ではなく、著作物人格権を享有してはならない。

5. 被告人何〇如は係争画像等がその本人の創作、撮影したものではなく、係争画像等を複製、改作、使用、公衆送信する権利はないと明らかに知っていたうえ、長期にわたって告訴人企業で営業の仕事に従事しており、著作権が告訴人の所有に帰属することを詳しく知っていたはずであるのに、告訴人の同意を得ず、無断で公衆送信の方式で複製したため、主観的に著作財産権を侵害する故意があったことは明らかである。
6. 被告人何〇如の行為は、著作権法第 91 条第 1 項の無断で複製して他人の著作財産権を侵害する罪、第 92 条の無断で公衆送信して他人の著作財産権を侵害する罪を犯している。被告人が 8 枚の係争画像をアップロードしたことは、単一の犯罪の決意に基づくもので、密接した時空で実施され、同じ法益を侵害し続け、各回の行為の独立性は極めて低く、包括一罪の接続関係と評価すべきであり、接続犯である。被告人が無断で告訴人の著作物を複製し、そのフェイスブックのサイトに公衆送信したことは、一行為が同時に上記の二罪に抵触した観念的競合犯であるため、刑法第 55 条規定により、罪状がより重い著作権法第 91 条第 1 項の無断で複製して他人の著作財産権を侵害する罪を以て処断すべきである。

五 関連条文抜粋

著作権法第 91 条

無断で複製することにより他人の著作財産権を侵害した者は、3 年以下の懲役若しくは拘留に処し、又は 75 万新台湾ドル以下の罰金を科し、又はこれを併科する。

販売若しくは貸与を意図して、無断複製することにより他人の著作財産権を侵害した者は、6 ヶ月以上 5 年以下の懲役に処し、20 万新台湾ドル以上 200 万新台湾ドル以下の罰金を併科できる。

光ディスクに複製することにより、前項の罪を犯したものは、6 ヶ月以上 5 年以下の懲役に処し、50 万新台湾ドル以上 500 万新台湾ドル以下の罰金を併科できる。

著作物が個人の参考に供されたとき、又は合理的に利用されたときは、著作権侵害を構成しない。

著作権法第 92 条

無断で公開口述、公開放送、公開上映、公開実演、公衆送信、公開展示、改作、編集又は貸与することにより他人の著作財産権を侵害した者は、3 年以下の懲役若しくは拘留に処し、又は 75 万新台湾ドル以下の罰金を科し、又はこれを併科する。

2016 年 6 月 2 日

刑事第五法廷

裁判官 曾正龍

TIPLO
Attorneys-at-Law
Since 1965

台灣國際專利法律事務所

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供: TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所

© 2017 TIPLO, All Rights Reserved.